

届出施設基準要覧

当院は厚生労働大臣の定める施設基準について以下の届出を行っています。

施設基準通知	
1-2-7	歯科点数表の初診料の注1に規定する施設基準
1-9	医療DX推進体制整備加算
2-5	一般病棟入院基本料（急性期一般入院料1）（205床） 入院患者7人に対し1人以上の看護職員を配置しています。
2-5	療養病棟入院基本料（110床） （看護補助体制充実加算1） 入院患者20人に対して1人以上の看護職員と入院患者20人に1人以上の看護補助者を配置しています。
2-5	障害者施設等入院基本料（10対1）（47床） （夜間看護体制加算）（看護補助体制充実加算1） 入院患者10人に対し1人以上の看護職員を配置しています。
3-2-2	救急医療管理加算
3-3	超急性期脳卒中加算
3-4	診療録管理体制加算1
3-4-2	医師事務作業補助体制加算2(15対1)
3-4-3	急性期看護補助体制加算(25対1看護補助者5割以上)（看護補助体制充実加算1）
3-5	特殊疾患入院施設管理加算
3-9	療養環境加算
3-10	重症者療養環境特別加算
3-11	療養病棟療養環境加算1
3-20	医療安全対策加算1（医療安全対策地域連携加算1）
3-21	感染対策向上加算1（指導強化加算）
3-21-2	患者サポート体制充実加算
3-21-4	報告書管理体制加算
3-22-2	ハイリスク妊娠管理加算
3-26	呼吸ケアチーム加算
3-26-2	後発医薬品使用体制加算1
3-26-3	病棟薬剤業務実施加算1
3-26-4	データ提出加算2
3-26-5	入退院支援加算1（地域連携診療計画加算）（入院時支援加算）
3-26-6	認知症ケア加算1
3-26-6-2	せん妄ハイリスク患者ケア加算
3-26-9	排尿自立支援加算
3-26-10	地域医療体制確保加算
3-26-11	協力対象施設入所者入院加算
4-10	小児入院医療管理料5 入院患者15人に対して1人以上の看護職員を配置しています。
4-11	回復期リハビリテーション病棟入院料1（50床） 入院患者13人に対して1人以上の看護職員と入院患者30人に1人以上の看護補助者を配置しています。
4-12	地域包括ケア病棟入院料2（87床）（看護職員配置加算）（看護補助体制充実加算1） 入院患者13人に対して1人以上の看護職員を配置しています。
1-4	糖尿病合併症管理料
1-4-2	がん性疼痛緩和指導管理料
1-4-3	がん患者指導管理料イ、ロ、ハ
1-4-6	糖尿病透析予防指導管理料
1-4-9	婦人科特定疾患治療管理料
1-4-13	二次性骨折予防継続管理料1、2、3
1-6-5	夜間休日救急搬送医学管理料の注3に掲げる救急搬送看護体制加算
1-6-7	外来放射線照射診療料
1-6-8-4	外来腫瘍化学療法診療料1（連携充実加算）（がん薬物療法体制充実加算）
1-7	ニコチン依存症管理料
1-8	開放型病院共同指導料
1-11-2	がん治療連携計画策定料
1-11-2	がん治療連携指導料
1-11-3-3	外来排尿自立指導料
1-11-5	肝炎インターフェロン治療計画料
1-12	薬剤管理指導料
1-12-1-2	地域連携診療計画加算
1-12-2	医療機器安全管理料1、2
1-16-3	在宅療養後方支援病院

当院は、DPC対象病院(DPC標準病院群)です。平成30年厚生労働省告示第71号により、当院の係数は下記のとおりとなっています。

基礎係数:1.0451 機能評価係数Ⅰ:0.3059 機能評価係数Ⅱ:0.0684

激変緩和係数:0 救急補正係数:0.0202

施設基準とは、医療法で定める医療機関及び医師等の基準の他に、健康保険法等の規定に基づき厚生労働大臣が定めた、保険診療の一部について、医療機関の機能や設備、診療体制等の基準を定めることにより、病院の安全・サービス面等を評価したもので、保険診療における“診療の質”を確保するために設けられています。

1-16-5	在宅血液透析指導管理料
1-16-11-23-2	持続血糖測定器加算及び皮下連続式グルコース測定
1-18-1-5	BRCA1/2遺伝子検査
1-18-2	HPV核酸検出及びHPV核酸検出（簡易ジェノタイプ判定）
1-20-2	検体検査管理加算（Ⅳ）
1-22-5	ヘッドアップティルト試験
1-24	長期継続頭蓋内脳波検査
1-24-2	長期脳波ビデオ同時記録検査Ⅰ
1-26-1-3	脳波検査判断料1
1-26-2	神経学的検査
1-30	画像診断管理加算2
1-33	ポジトロン断層撮影、ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影（アミロイドPETイメージング剤使用）
1-34	CT撮影及びMRI撮影
1-35	冠動脈CT撮影加算
1-36	心臓MRI撮影加算
1-36-1-4	頭部MRI撮影加算
1-36-1-5	全身MRI撮影加算
1-36-2	抗悪性腫瘍剤処方管理加算
1-37	外来化学療法加算1
1-37-2	無菌製剤処理料
1-40	脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）
1-42	運動器リハビリテーション料（Ⅰ）
1-44	呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）
1-47-2	がん患者リハビリテーション料
1-57	エタノールの局所注入（甲状腺に対するもの）（副甲状腺に対するもの）
1-57-2	人工腎臓、導入期加算1、透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
1-57-2-2	下肢末梢動脈疾患指導管理加算
1-57-2-4-2	ストーマ合併症加算
1-57-6	CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー
1-57-9-3	緊急整備固定加算及び緊急挿入加算 令和6年 大腿骨近位部骨折後48時間以内に実施した手術（骨折観血的手術及び人工骨頭挿入術）の件数 17件
1-57-12	椎間板内酵素注入療法
1-60	脳刺激装置植込術（頭蓋内電極植込術を含む。）及び脳刺激装置交換術、脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術
1-60-6	緑内障手術（水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術）
1-61-4-4	内視鏡下甲状腺部分切除、腺腫摘出術、内視鏡下バゼドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）、内視鏡下副甲状腺（上皮小体）腺腫過形成手術
1-61-4-5	内視鏡下甲状腺悪性腫瘍手術
1-61-5	乳がんセンチネルリンパ節加算2及びセンチネルリンパ節生検（単独）
1-62-2-5	内視鏡による縫合術・閉鎖術
1-65	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
1-73	体外衝撃波胆石破砕術
1-75-2	体外衝撃波膀胱石破砕術
1-77	体外衝撃波腎・尿管結石破砕術
1-79-3	医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術
1-80	輸血管理料Ⅱ、輸血適正使用加算
1-80-4	人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算
1-81	麻酔管理料(Ⅰ)
1-82	放射線治療専任加算
1-82-2	外来放射線治療加算
1-83	高エネルギー放射線治療
1-83-2	1回線量増加加算
1-83-3	強度変調放射線治療（IMRT）
1-83-4	画像誘導放射線治療加算（IGRT）
1-83-5	体外照射呼吸性移動対策加算
1-84	定位放射線治療
1-84-2	定位放射線治療呼吸性移動対策加算
1-85	クラウン・ブリッジ維持管理料
1-104	看護職員処遇改善評価料（36）
1-105	外来・在宅ベースアップ評価料（1）
1-106-2	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（1）
1-107	入院ベースアップ評価料（49）
	入院時食事療養（Ⅰ）・入院時生活療養（Ⅰ）等届出書 管理栄養士によって管理された食事が適時（夕食については、午後6時以降）適温で提供されています。